文部科学省　様
文部科学大臣　萩生田光一　様

2020 年 12 月 16 日
許すな！『日の丸・君が代』強制、止めよう！安倍・菅政権の改憲・教育破壊
全国ネットワーク　（略称「ひのきみ全国ネット」）
（連絡先：代表世話人・小野政美　FAX052-916-7655）

政務ご苦労様です。
文部科学省・文部科学大臣に対し、新型コロナウイルス臨時休業措置及び卒業式・入学式での「君が代」斉唱の強制について、＜許すな！『日の丸・君が代』強制、止めよう！安倍・菅政権の改憲・教育破壊　全国ネットワーク＞として、以下、文部科学省と、萩生田光一文部科学大臣に 7 項目を質問し見解を求める。なお、12 月 26 日までに連絡先宛に「質問・見解要請」への回答を求めるものである。

Ⅰ．新型コロナウイルス臨時休業措置及び卒業式・入学式での「君が代」斉唱の強制について以下質問し、文部科学省の見解を求める。

１．文科省として今回の首相の「休業要請」について、法的根拠があったと考えるのか？あったのならその根拠を示して下さい。また、法的根拠がなかったとすれば、文科省として抗議すべきと考えるがどのように考えるのか。
２．緊急の事態に際して、政府が一定の行動をお願いする場合があるとしても、①要請内容がその時点で保有する知見に裏付けられ、②要請側(政府)において組織的に十分検討されたものであって、③権限と責任を有する被要請側(学校設置者)の判断を尊重するものでなければならないと考えるが、今回の「休業要請」において、以上の各々の点についてはどうであったと考えているのか？
３．今後、同様の「要請」があった場合には、どのように判断され、対応されるのか。
４．東京都や大阪府の指示は、明らかに式に参加する子どもたちや教職員・保護者への感染防止や健康を最優先にするのではなく、「国歌斉唱」を最優先とする対応であり、きわめて危険なものである。文科省による「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について」は、「国旗国歌」の判断を各都道府県・指定都市教育委員会の判断に委ねたかのような形式を取りつつ、敢えて「国旗国歌」問題に触れないことは「国歌斉唱」の実施は自明のこととして強制する姿勢を全国に示したものである。Ⅲで詳しく示すように文科省のこのような無責任で危険な態度を厳しく批判するとともに、文科省の見解を求める。
５．学習指導要領の原則を守ることと、児童・生徒の健康を優先して式の運営をすることとはどちらが大事だと考えるのか。

６．東京都や大阪府のように、子どもたちや教職員・保護者への感染防止や健康よりも「国歌斉唱」を最優先した式が行われたことは適切であったと考えているのか。
７．全国への通知では、飛沫感染の可能性がある国歌斉唱は、演奏のみにするなど柔軟な対応をする、と明確に書くべきだったのではないのか。

Ⅱ．新型コロナウイルス臨時休業措置への質問と抗議～「全国一斉休校」は教育への不当な支配である

2020 年 2 月 27 日の安倍首相の「要請」による 3 月 2 日から春休みまでの長期にわたる学校の一斉臨時休業は、学校現場に混乱をもたらすとともに、「要請」そのものが科学的根拠も法的根拠もなく、さらに教育への不当な支配・地方自治の破壊をもたらすものであった。当会はこのことに強く抗議し、また質問に回答することを要請する。

まずこの時期には、全国の小中高校での新型コロナウィルスの蔓延が発生していた事実はなく、臨時休業以外の措置で対応できるのかが検討された形跡もなく、専門家会議に諮ってもいなかった。また所轄官庁である文科省との調整もなされていなかったことを指摘する。

そして学校保健安全法の第 20 条には、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」とある。休校措置の権限は、自治体の教育委員会にあることは明白である。新型インフルエンザ等対策特別措置法においても、都道府県知事が、学校設置者に学校等の施設使用の制限・停止を「要請」（45 条 2 項）するのであり、要請に応じない場合、措置を講ずるよう「指示」（45 条 2 項）する。また、市町村長は教育委員会に「必要な措置を講ずるよう求めることができる」（36 条 6 項）とされている。〔なお、「要請」「指示」に従わない場合も、事業者名等の公表がなされる（45 条 4 項）とされているだけである〕

そもそも文科省は「児童生徒等に新型コロナウィルス感染症が発生した場合の対応について」（20 年 2 月 18 日）で、校内で感染が確認された場合は、学校保健安全法に基づき、校長が当該児童生徒を出席停止とするほか、必要がある場合は市町村教育員会等が学校の全部または一部を臨時休業とするよう要請していた。さらに、その 1 週間後の「児童生徒等に新型コロナウィルス感染症が発生した場合の対応について」（20 年 2 月 25 日）では、濃厚接触者に特定された児童生徒を出席停止とすることや、「地域全体での感染防止」のため、「感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うこと」を「公衆衛生対策」の選択肢として示した。しかし「現時点の知見の下では、一律に臨時休業が必要とまではいえない可能性もある」として、学校設置者が「個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、判断すること」としていた。

しかし 2 月 27 日首相による突然の 3 月 2 日からの一斉休校「要請」に対して、翌 2 月 28 日は金曜日で、全国の教育委員会や学校は、休業中の家庭学習課題の準備や保護者への通知など、週明け月曜日からの臨時休業に向けて対応

に追われた。臨時休業の必要性や妥当性を検討する時間的余裕は全くなかったと思われる。

さらに、今回の全国一斉休校の「お墨付き」を得ようとした政府提案が諮問委員の反対意見を受けて撤回したことが、内閣官房が公開した 4 月 16 日の政府の「基本的対処方針諮問委員会」会議議事録で明らかになった。

内閣官房が公開した 4 月 16 日の政府の「基本的対処方針諮問委員会」会議議事録によれば、今回の全国一斉休業に関して、文部科学省の提案として諮問委員会事務局が説明した中で、「5 月 6 日までの間、学校を一斉休業することが望ましいという専門家会議の見解を踏まえ」という文言を対処方針に加えて、今後取り組む考えを示した。厚生労働局長（当時）が「いつの専門家会議なのか」と事務局に確認を要求した結果、専門家会議が一斉休校について意見をまとめたことはなく、事務局は「専門家会議」を「専門家」に変更する修正案を示した。これに対し、諮問委員の川崎市健康安全研究所長・岡部信彦氏が、「事実なら明確にすべき」と指摘した。東北大学大学院押谷仁教授は「判断するのは政府であるはず」との意見を述べた。それに対し、西村康稔経済再生相は、「一斉に休校にするのも一つの考えだ」と発言し、諮問委員に見解を求めた。東大医科学研究所国際研究センター長・河岡義裕氏は「不公平が生じるから一斉休業をするというのは、流行のコントロールという目的と異なる」と発言、また、東大医科学研究所教授・武藤香織氏は「感染拡大している状況であっても子供が教育を受ける権利をしっかり補償すべき」と意見を述べている。最後に、尾見茂諮問員会会長が、重点的な取り組みが必要な特別警戒の 13 都道府県を除く 34 県について、「諮問員会として、一斉に（休校を）やるのは無理があると指摘し、「専門家がここを認めたとなると、あなたたちは何をやっているのかということになる」と発言して、最終的に、「学校を一斉休業することが望ましいという専門家会議の見解を踏まえ」という文言を入れるという提案は撤回された。

さらに、政府から独立した立場で日本の新型コロナウイルス感染症への対応を検証した「新型コロナ対応・民間臨時調査会」が行った、1 月から約半年間の対応について、安倍晋三首相や菅義偉官房長官、西村康稔経済再生相、横倉義武日本医師会長のほか、内閣官房や厚生労働省、経済産業省などの行政官ら（いずれも当時）計 83 人に延べ 101 回のインタビューとヒアリングした結果を 10 月 8 日公表したが、『報告書』では、2 月 27 日に安倍前首相が政府対策本部の会合で、「全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週 3 月 2 日から春休みまで、臨時休業を行うよう」と突然の一斉休校を要請した際の経緯が記されている。それによると、会合前の 2 月 27 日午後 1 時半ごろ、萩生田文部科学大臣が首相官邸で「本当にやるんですか、どこまでやるんですか」と安倍氏を問い詰め、反対する萩生田文科大臣に対し、安倍氏は「国の責任で全て対応する、それでもやった方がいいと思う」と述べたという。『報告書』はこの決定を、「学校給食や学童保育の拡充の問題など教育現場に混乱をもたらした」だけでなく、これに対する批判的な世論が水際対策の遅れにもつながったとしている。『報告書』の中で、政府の専門家会議の関係者は聞き取りに、「疫学的にはほとんど意味がなかった」と述べている。

以上のように、首相による一斉休業「要請」には、何らの法的根拠も存在することなく、さらに、「専門家会議」の「お墨付き」を得ようとした政府提案も諮問委員の反対意見を受けて撤回されている。

しかし内閣総理大臣が直接の要請を行なうという新型コロナウイルス対策に名をかりた「政治力の行使」によって、事実上の強い拘束力を生じて、99%の学校がこの要請に従った。その結果、何らの準備もできていない教育の現場や保護者に多大な混乱を招くことになった。そしてこの事実上の休校の強制により、子どもらが通学できなくなり、憲法で保障されている教育を受ける権利が侵害されたのである。

元来、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」は、教育委員会が管理し、執行する教育事務ということで第 21 条九に「保健」、十に「環境衛生」をあげている。学校保健は、自治体教育委員会の職務権限なのである。そして「学校保健安全法」の第 19 条には、校長は感染症にかかっているか、かかっている疑いがあり、またかかるおそれのある児童生徒があるときは、「出席を停止させる」ことができるとあり、第 20 条には、学校の設置者は、感染症の予防上必要がある時は、「学校の全部又は一部の休業」を行うことができるとある。感染症対策では、①出席停止→②一部休業→③全部休業、というあくまで段階的対処が実施されるのである。

地教行法の 57 条では、「教育委員会は」、「保健所の協力を求める」となっており、2 で「保健所は」、「教育委員会に助言と援助を与える」となっている。学校保健の管理は「地域社会における公衆衛生と密接に関係し、しかも、それらについては科学的・専門的な技術と施設を必要とする」（木田宏『逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律[第四次新訂版]』第一法規、2015 年）のである。

また「新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画」（2018 年改定）においても、学校で感染者が発生した場合、「当該学校の設置者は、直ちに発生した地域の都道府県保健衛生部局等にその旨を連絡するとともに、今後の対応について相談する」としている。さらに、「臨時休業については、欠席率 10%程度で実施する、期間を 1 週間程度にする」と記されている。さらに文科省「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（20 年 3 月 24 日）においては、教育委員会は、「児童生徒又は教職員の感染が判明した場合には、・・・臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する」と記されている。

このように「子どもの健康・安全」を保障するために体系化されてきた感染症対策を、首相の「要請」という政治的パフォーマンス・政治利用によって不能にしてしまった。その結果、いたずらに休業措置が長期化することにより、学びの機会の喪失・格差、児童虐待数の増加、貧困に苦しむ子どもの生活の疲弊等、諸問題は深刻化した。また、再開後、限られた授業日数での詰め込みが起こるなど子ども・教師の多忙化が進行したのである。そして中央、地方における一斉休業措置は、教育におけるまさに「不当な支配」の典型例となった。

それは「教育の地方自治」「教育行政の一般行政からの独立」原則を破壊するものであった。

Ⅲ. 卒業式・入学式での「君が代」斉唱の強制について

文科省は、安倍内閣が「全国一斉休校要請」を行う直前に、新型コロナウィルス感染の拡大を受けての事務連絡「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（令和２年２月２５日時点）」を各都道府県・指定都市教育委員会他関係各機関に宛てに通達（文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、文部科学省高等教育局高等教育企画課）した。

その後も、「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A）として、3 月 26 日以降数度にわたって改訂されているが、卒業式・入学式に関する内容は 2 月 25 日連絡内容を踏襲している。

その内容は、卒業式や入学式を実施する場合には、参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ，保護者の参加人数を最小限とする。保護者を別会場とする等）、会場の椅子の間隔を空けて参加者間のスペースを確保すること、式典の内容を精選し式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛，式辞等の文書での配付，卒業証書は代表児童生徒のみに授与など）、予行等は取りやめ式典当日のみの実施とすること等を例示して感染拡大の防止策を例示した。しかし、ここに「国歌斉唱」など飛沫感染を拡大させる可能性の高い内容を中止する等を例示することを行わなかった。むしろ敢えて例示を避けることで、「国歌斉唱」がこれら行事を実施する際には必須であることを強制している。

文科省連絡及び安倍内閣による「全国一斉休校」要請を受けた東京都教育庁は、2 月 28 日午前、都立学校校長宛に「卒業式における国旗・国歌に関する調査の実施について(事務連絡)」を通達した。そこでは、「体育館で一斉」ではなく「各教室で放送等を活用して分散実施」の場合、都教育庁に義務づけている実施調査に「斉唱せずメロディーを流さず」と回答しても、「本年度に限り不適切な状況として取り扱わない」とした。しかし、その数時間後、「現時点で、都立学校における卒業式の国旗国歌の扱いについては、『国旗掲揚の下に、体育館で実施する。』『国歌斉唱を行う。』という方針に変更はありません。」と午前の通達を事実上撤回した。東京都では、悉皆調査の開示請求で明らかになったが、結果的にすべての都立高校・特別支援学校で「国歌斉唱」が行われた。

大阪市教委は、入学式を前にした 4 月 2 日、「国歌、市歌、校歌については、ピアノもしくは CD(テープ)による演奏のみとする。式典の時間短縮のため、演奏の省略も可とする。（吹奏楽による演奏は行わない）」と通知した。しかし、大阪府教育庁は、5 月 29 日、「学校の再開に係る Q&A」を府立学校校長宛に通知し、入学式の実施に当たっては、「国歌斉唱」が必須であることを指示した。同 Q&A は、「(入学式の)実施にあたり、国歌については斉唱するものとし、

換気の徹底及び内容の精選等を行うとともに、児童生徒等間のスペースを 1m 程度確保してください。」としている。大阪府では、入学式で「国歌斉唱」を行うよう通知が出された。

東京都教育庁等の指示につき、『東京新聞』は「コロナ禍でも『君が代』都教委が指示」「健康より優先『軍国主義的』」（7 月 20 日付）と報じ、「歌えばつばが飛ぶ。マスクをしても脇から後方へ漏れる。今年は歌わず、音楽を流して対応すべきだった」とする呼吸器内科医の倉持仁さんや重症化リスクの障がいのある子どもたちが学ぶ特別支援学校への強制に対して、「呼吸器に疾患のある生徒も、鼻にチューブを入れてマスクのしっかりできない生徒もいる中での強制」を批判する渡辺厚子さんのコメント等を紹介している。『毎日新聞（6/18）』には、文科省の担当者の言葉として、「通常は学習指導要領の原則を守ってもらいたいが、コロナ禍のようなやむを得ない場合には、国歌の演奏のみにするなど柔軟に対応して欲しい」と引用されていた。　　以上。